保健だより

平成29年5月22日　石田中学校保健室（上原）

「サイバー犯罪被害防止について」講演会を行いました。

5月19日（金）警察本部少年サポートセンターの大嶺巡査を講師に「サイバー犯罪被害防止について」の講演会を行いました。皆さんは、SNSのやりとりで実際に起こった事件・事故を聞き、あらためてスマホの危険性を認識することができたと思います。
中でも今年の1月に沖縄県中部の中学校で起こった集団暴行の動画は、ひとりの少年がフェイスブックに上げ、次々とコピー・アップされ、全国・世界中に動画が流れました。暴行の様子を世界中に流された被害者の少年のことを思うと、本当に心が痛みます。このようなことがなぜ起こったのか知ることで、自分自身が被害者や加害者にならないように、スマートフォン等の使い方について見直す良い機会になったと思います。

今回の講演会で学んだことを再度確認したいと思います。

＜講演会で学んだこと＞

〇ラインで何気なく書いた一言 「ころすぞ」「しね」は、”脅すという違法行為”で懲役3年の実刑になることもある
〇人を馬鹿にしたりすることは、「名誉毀損」で懲役5年、50万円以下の罰金を科せられることもある
〇沖縄県でも、SNSでのトラブルが多く発生している。自殺した人や、逮捕された人もいる。

＜「バカッター」（馬鹿なことをして、ネットに公開する人） が起こした事件＞
〇「おでんツンツン男」は全国ニュースとなり、コンビニ店の営業妨害で逮捕された。
〇勤務先のスーパーの大型冷蔵庫に入って寝転がっているのをネットにアップ。ネット上で誹謗中傷され、本人は勤務先を解雇。営業妨害で多額の損害賠償を請求されることとなる。

※面白半分でやったことで、人生が破綻する可能性もあるということを知ろう。

＜LINEによる、よくあるトラブル＞



〇LINEでの「既読スルー」で　仲間はずれになる。
〇「すぐに返信しないと」と、強迫観念に似た感情を抱く
〇短いやりとりで誤解がおきる
〇友達の写真や個人情報を勝手に載せて、ケンカになる



・IDは簡単に公開しないこと。
・自分が送られて嫌な悪口やうわさ話は送らない
・誤解をまねく表現になっていないか確認してから送る

ネット上の投稿は簡単に消えない
・投稿しても大丈夫なものかよく考える
・人に見られたくない写真は撮らない
※写真や画像を相手の許可なく、勝手にコピーしたり、拡散するのは、「違法」です。

裏面へ